



- 毎年1月1日から12月31日までに行った寄附について、翌年3月15日までに税務署で確定申告してください。
  - 確定申告または市・県民税の申告をしなければ、寄附金控除は適用されません。  
その際に、領収書等が必要になりますのでご注意ください。
- (注) 電子申告を利用する場合、領収書の添付は省略可(ただし、3年間自ら保存することが必要です。)

※ 申告を行えば、寄附金控除の適用により、個人住民税の軽減を受けることができます。